

2023年4月3日

貿易関係証明ご申請者各位

さいたま商工会議所

貿易関係証明マニュアル改訂に伴う運用変更について

平素より、さいたま商工会議所の貿易関係証明をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

今般、貿易関係証明申請事務マニュアルの改訂に伴い、当所では主に以下の運用変更を行います。原産地証明等の申請内容における変更点はございませんが、貿易登録における運用変更（要件の緩和）を実施いたします。主な内容は、以下の「運用変更のポイント」をご参照ください。

また、当所では新しい改訂版マニュアルを貿易登録事業所に各1冊ずつ送付いたします。（本年5月末日を目途に、貿易登録に関する問合先・連絡先にご登録されているご担当者様に1冊郵送いたします。）

なお、本運用については2023年4月3日より実施いたしますので、ご不明点等ございましたらお問い合わせください。

記

【運用変更のポイント】

(1) 署名者(サイナー)が外国人の場合、在留カード等 photocopy の提出を原則不要とします。
(※申請事業所の代表者が外国人の場合は、在留カード等の提出が必要です。)

(2) 代表者が海外在住であっても、以下の要件を満たす場合は貿易登録を可能とします。

《登録要件》

- ① 取締役、またはそれに準ずる役職（監査役は除く）で、日本在住である方を1名以上登記する
- ② 「日本国内での業務執行責任者に関する誓約書（※別紙）」を提出する
(「日本国内での業務執行責任者」が日本在住の外国籍の方は、印鑑証明書(※3ヵ月以内に発行された原本)に加えて、「在留カード(特別永住者証明書)裏表両面の photocopy」を提出。)

なお、以下の在留資格条件を満たしている場合のみ登録が可能。

[在留資格]

経営・管理、永住者、定住者、日本人の配偶者等、特別永住者、
永住者の配偶者等、法律・会計業務、企業内転勤、高度専門職

(3) 中古品を取り扱う場合の古物商許可証の提出は、原則不要とします。
(※場合により、提示していただくことがあります。)

以上

【お問い合わせ先】

さいたま商工会議所

中小企業振興部 貿易証明課

TEL 048-641-0084

FAX 048-643-2720

E-mail trade@saitamacci.or.jp

誓約書

西暦 年 月 日

別紙

さいたま商工会議所 御中

会社名

代表者

日本国内での業務執行責任者
役職と氏名（直筆）

貿易登録番号

社印

代表者印

日本在住の
代表者
個人の実印

今回の貿易証明登録更新における（役職）（氏名）が海外在住のため、以下の誓約条項について、日本在住の（役職）（氏名）が責任をもって業務遂行いたします。万が一問題が発生させた場合は私が責任をもって速やかに対処いたします。

1. 誓約条項

- 当社/私は、1923年11月3日にジュネーブで署名された税関手続きの簡易化に関する国際条約（昭和27年条約第17号）ならびに商工会議所法（昭和28年法律第143号）第9条第5号および第6号に基づいて、貴所が発給する原産地証明書その他の貿易関係証明（以下「貿易関係証明」という。）に関し、「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規定」（以下「認証規定」という。）に則り提出する申請書類（典拠書類含む）の記載内容が全て真実かつ正確であることを保証します。
- 貿易関係証明の申請にあたっては、権限を有する者の貿易関係証明申請者署名届および貿易関係証明申請者業態内容届からなる貿易関係証明申請者登録台帳（以下「登録台帳」という。）ならびに必要な典拠書類を提出し、申請者としての登録を行います。
- 当社/私は、貴所から発給を受けた貿易関係証明をその本来の目的以外に使用しないことを誓約します。
もし万が一、貿易関係証明の内容またはその使用に関連して疑義紛争等が生じる恐れがある場合、もしくはそれらが生じた場合においては、下記の諸条約によってその処理にあたり、その一切の責任を負うとともに、貴所に迷惑をかけないことを誓約します。
 - 通知の義務
貿易関係証明に関連して、なんらかの事故の発生の恐れがある場合、もしくはそれが発生した場合においては、その処理について速やかに貴所に通知します。
 - 弁償の義務
貿易関係証明の使用に関連して、貴所になんらかの経済的損失を引き起こした場合、または第三者により、訴訟等の法的手段に訴えられた場合、もしくはその他の方法で請求を受けたような場合においては、貴所が被った一切の損害および費用等について速やかに弁償します。
 - 誓約事項に違背した場合
上記誓約事項について違背の事実が判明した場合、もしくは違背の事実ありとみなされる疑義が生じた場合には、認証規定に基づき貴所が採られる申請者としての登録の抹消または貿易関係証明の一時発給停止等の措置に予め同意し、後日異議を申し立てません。
- 当社/私は、代行業者に貿易関係証明の申請を委託する場合、代行業者に認証規定を遵守させ、その申請に係わる一切の行為に対し全責任を負うことを誓約します。

2. 私の役割が変更となった場合には、速やかに届け出ます。

以上